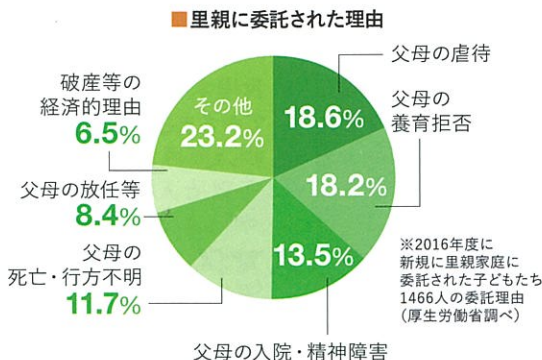
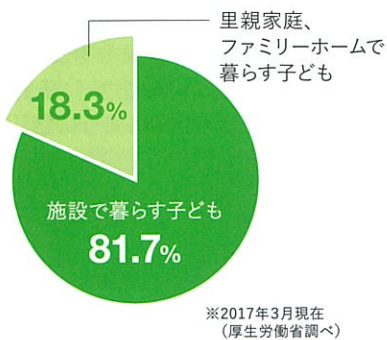


虐待や親の病気など様々な理由で親と一緒に暮らせない子どもたち。養子縁組だけではなく、子どもに必要な期間、家庭に受け入れて育てる「里親制度」があります。

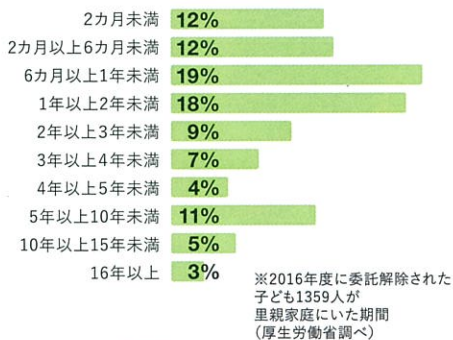


どんな子どもたちが「里親」を必要とするの？

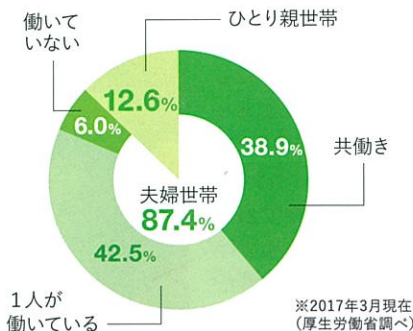
虐待、経済的理由、親がいないなどの理由で親と暮らせない子どもたちは約4万5000人



子どもが里親家庭にいる期間



里親の状況



「里親」にはどんな種類があるの？



〔養育里親〕

18歳まで(必要な場合は20歳まで)の子どもを、子どもが自立したり、生まれ育った家庭に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる里親です。期間は子どもの事情によってさまざまです。

〔養子縁組里親〕

原則6歳未満の子どもを、特別養子縁組(戸籍上も自分の子どもとして育てることを前提として養育する里親です。養子縁組が成立するまでは、里親として育てます。

※他に、虐待により専門的ケアを必要とする子どもや障害のある子どもを育てる「専門里親」、両親が死亡するなどして育てられなくなった子どもを親族が育てる「親族里親」があります。

*短期間の里親もあります

子どもが親と離れて生活をしなければならない事情の中には、例えば「母が出産で入院」といった数日間の場合や、「けがで1カ月間」など比較的短期間のケースもあります。「短い期間なら協力できる」という方に適しています。

■子どもの養育に必要な経費が支給されます■

養育里親の場合 ----- 1人目 8万6000円/2人目以降 4万3000円(月額)

生活費(子ども1人当たり) ----- 乳児 5万8310円/乳児以外 5万570円(月額)

※これ以外に、医療費や教育費などが支給されます。

里親の条件など

●子育て経験がなくても里親になれますか？

→なれます。登録前研修と実習で養育里親としての準備をします。

●単身者でも養育里親になれますか？

→自治体ごとの条件を満たせば、単身者でも里親になれます。

●子育てで困ったときは？

→養育はチームで行います。児童相談所や支援機関などが訪問や電話でサポートします。

●家の広さなどは？

→子どもが生活するために必要な広さがあれば借家でも大丈夫です。年齢によって男女を別の部屋にするなどの配慮は求められます。

里親になるまで

1 相談

児童相談所や支援機関に相談し、説明を受けます。

2 研修・家庭訪問

研修は数日間で、里親制度や子どもの権利擁護について学び乳児院などで実習も行います。

3 登録

都道府県の審査を経て、里親登録となります。

4 子どもとの出会い

子どもの紹介を受けて面会し、外出や数日間の宿泊などで交流します。

5 里親委託

子どもとの生活が始まります。